

# 持続可能な制度と組織

## — J. R. コモンズの取引経済学からの考察 —

高橋真悟

### 要旨

持続可能な制度と組織をつくるには、どのような仕組みが必要となるか。本稿では、労使関係を中心とした制度・集団・組織の問題に長年関わってきたジョン・R・コモンズの制度経済学からその問いに対する答えを探っていく。コモンズは制度を「個人の行動を抑制し、解放し、拡張する集団的行動」と定義したが、その集団的行動に相当するのはゴーイング・コンサーン（going concern）と呼ばれる継続的な集団・組織である。すなわち、コモンズにとってゴーイング・コンサーンは集団・組織であると同時に制度でもある。彼が考えるゴーイング・コンサーンの基礎となるのは取引であり、構成員は自発的意志を持った個人が想定されている。ゴーイング・コンサーンの内部構造には、ゴーイング・プラントとゴーイング・ビジネスが含まれる。ゴーイング・プラントは生産組織であり、効率性の原理に基づき富を生み出す管理取引が行われる。一方、ゴーイング・ビジネスは市場における商取引を扱い、希少性の原理のもとで市場における売買交渉取引が行われる。さらに、これらを統治する機構としてのゴーイング・コンサーンがあり、富を分配する割当取引を通じて組織全体の調和を図る。本稿ではⅡ節で、このようなゴーイング・コンサーンの特徴を説明する。そのうえでⅢ節において、コモンズの制度経済学理論を取引をベースとした取引経済学としてその全体像を捉えていく。その際、適正価格と適正価値を区別し、適正価値が持続可能な制度にとって大切なグッドウィルという無形財産を生み出すことを説明する。そしてⅣ節で、持続可能な制度と組織にとって重要なのが、ルールの形成に関する割当取引で、この取引が「専制的」でなく、「民主的」でもなく、

「適正な」性質をもったものであることを示す。最後にV節で、持続可能な制度と組織をつくるための鍵となるものを示して総括とする。

## キーワード

J. R. コモンズ、取引経済学、制度、ゴーイング・コンサーン

## I はじめに

SDGs (Sustainable Development Goals) に代表されるように、持続可能な社会を考えることは現代社会にとっての重要課題となっている。本稿は、労使関係を中心とした制度・集団・組織の問題に長年関わってきたジョン・R・コモンズ (John R. Commons) の制度経済学理論を整理することを通して、持続可能な制度と組織を実現するには何が必要なのかを考察する。

コモンズの制度経済学は、取引概念をベースにして、集団・組織であるゴーイング・コンサーンと市場社会を累積的な因果連関で説明するが、その全容は彼独特の用語や学際的な内容によって整理されてこなかった。そのため、取引費用経済学を展開し、ノーベル経済学賞を受賞したオリバー・ウィリアムソン (Oliver E. Williamson) に影響を与えたにも関わらず、その学説の重要性が十分理解されていない状況が続いてきた。そこで本稿では、先行研究<sup>1</sup>を踏まえつつ、コモンズの制度経済学を、取引概念をベースにした取引経済学として整理し直し、その全体像を掴むことにする。そのうえで、持続可能な制度と組織に必要なものは何なのかを考察していくことにする。

そのために、II節ではコモンズにおける集団・組織であり制度でもあるゴーイング・コンサーンの概要を説明し、III節において、コモンズの制度経済学理論の全体像を取引経済学として捉えていく。そしてIV節で、持続可能

---

1 Atkinson (2009) では、コモンズの理論的枠組みの3つの特徴として、ゴーイング・コンサーン、将来性、適正価値を挙げ、ゴーイング・コンサーンとしての集団的行動は協調よりも衝突こそが経済的探求の本質であるとし、法の適正手続による割当取引が、相互関係に基づく秩序形成にとって欠かせないとしている。

な制度と組織をコモンズの取引経済学から考察していき、V節で総括を行う。

## II ゴーイング・コンサーンと制度<sup>2</sup>

「持続可能」というのは、それが集団・組織の場合は「継続的」であることを意味する。これを表す用語がゴーイング・コンサーン (going concern) であるが、一般的には企業が将来にわたって存続して、事業を継続していくという前提を指す。コモンズによると、ゴーイング・コンサーンという名称は、英米のビジネス慣行に由来しているという (Commons 1924, p. 8)。彼はアメリカ最高裁判所の判例集のなかにこのような慣行があるのを見出して、この名称を使用した。

ゴーイング・コンサーンの代表的な例は株式会社であるが、コモンズが考えるゴーイング・コンサーンの基礎は、労働でも資本でも商品でもなく、構成員が行う取引 (transaction) である。さらに、取引を行う構成員は受動的な存在ではなく、自発的意志 (willingness) をもつことが想定されている。自発的意志とは、単なる意志 (will) ではなく、「人間の行為にとりもなう経験に由来する、原因、結果、または目的の、仮定された類似性」 (Commons 1934a, p. 94) で、過去から未来にわたる、行動を伴う意志を表している。

コモンズは不変的な理性を持つ個人を否定し、個人は経済や政治的状况によって変化を受ける可変的な存在と捉えている (ibid., p. 46)。自発的意志をもった個人とは、具体的に以下の3つの選択肢を取る個人を指している。それは、あることを行う選択である履行 (performance)、行わない選択である回避 (avoidance)、そして行為を制限して実行する選択である自制 (forbearance) で、単純に実行するかしないかの二者択一を行う人間ではない。行動面における個人のこうした意志をコモンズは行動意志 (will-in-action) と呼んだ。このような自分の行動を制限する意志を有した人間を前提とすることによって、他人の要求を全面的に受け入れるか、それともすべ

---

2 本節は高橋 (2010) およびTakahashi (2025) Chap. 2を参照し、適宜変更している。

てを拒否するかといった事態を回避して、現実的な交渉を行うことが可能となる。そしてこの交渉こそが「取引」で、コモンズは取引概念を以下の3つに分類した<sup>3</sup>。

第1の売買交渉取引 (bargaining transactions) は、法的に同等な人々の間での自発的に取り交わされた合意によって、富の所有権を移転する取引 (ibid., p. 68) で、一般的な市場取引を意味する。第2の管理取引 (managerial transactions) は、指揮命令を出す法的権利をもつ法的上位者と、服従という法的義務に縛られている法的劣位者との間で、富の生産を目的とする取引 (ibid., p. 64) である。職場の管理者と従業員との関係などがこれに該当する。そして第3の割当取引 (rationing transactions) は、法的上位者の指図によって富の創造に関する受益と負担を割り当てる取引 (ibid., p. 66) である。代表的な例として、課税や取締役会による株式の配当など、富の分配に関するものがこれに該当する。これら3種類の取引概念がゴーイング・コンサーンを構成する部分概念となっている。したがって、行動主体としての自発的意志をもった個人、彼らが行動意志に基づいて行う取引、これがゴーイング・コンサーンの源となっている。そしてゴーイング・コンサーンとは自発的意志が集積・結合したものであるので、意志の集合体となる。

以上をまとめると、ゴーイング・コンサーンというのは大きく分けて有形的な意味と無形的な意味の両面を持ち合わせている存在となる。有形的な意味においては、第1に個人の集合体としての継続的な活動体を表す。第2は、次節で説明するが、活動体内部を統治する統治機構としての役割をもつ。一方、無形的な意味においては、主観的側面と客観的側面の2つの面をもつ。主観的側面は自発的意志の集合体として捉えた場合であり、客観的側面は取引の集合体として捉えた場合である。表1にまとめたように、ゴーイング・コンサーンは単に個人が集まった集合体ではなく、主観的な面での意志の集合体や客観的な面での取引の集合体でもあるという多面的な意味を持ち合わ

---

3 コモンズの取引概念の説明は、高橋 (2006) および Takahashi (2025) Chap. 1 を参照。

せている<sup>4</sup>。

表1 多面的な意味をもつコモンズのゴーイング・コンサーン概念

ゴーイング・コンサーン	有形的意味	個人の集合体としての継続的な活動体
		活動体内部の統治機構
	無形的意味	主観的側面：自発的意志の集合体
		客観的側面：3種類の取引の集合体

出所：筆者作成。

ゴーイング・コンサーンの経済は、その部分を構成する要素を効果的に機能させることにより多くの価値を作り上げる。そのゴーイング・コンサーンの経済を構成する2つの部分経済がゴーイング・プラント (going plant) とゴーイング・ビジネス (going business) と呼ばれるものである。

ゴーイング・プラントとは、公衆にサービスを提供する生産組織 (Commons 1924, p. 182) で、人が自然に働きかけて財やサービスを生み出す技術経済 (engineering economy) である。そこでは最小の投入で最大の産出を目的とするため、効率性 (efficiency) の原理によって機能し、法的関係の上位者から指示されて富の生産を行う管理取引が行われる。ここでいう富の生産とは、使用価値を生み出す過程全体を表しているので、ゴーイング・プラントは物理的なプラント (生産施設) のみを指すわけではない。コモンズは生産要素であるプラントを管理する生産組織が加わることが重要であるという。もし、プラントが生産組織と一体とならなければ、プラントは「死んだ構造物」となり、生産組織もプラントと切り離されては何も生み出すことはできない。よって、生産組織は生産要素と一体となったゴーイング・プラントでなければ無益なものだと考えた (ibid., p. 206)。

4 コモンズによると、機械論は構成要素を電子や原子のように扱って個人と全体を物理学的に説明したもので (Commons 1934a, p. 25, pp. 58-59)、有機体説も個人を生きた細胞のように扱った生物学的説明で、どちらも自発的意志を有しない受動的な存在だとした。また、法人 (corporation) は、法人格を付与されてのみ存在するものと説明している (ibid., pp. 97-98)。

しかし、ゴーイング・プラントが生み出す使用価値は、物理的な部分を統合した社会的使用価値にとどまらない。そこには無形の効用が含まれる。コモンズは使用価値の構成要素として5つの要素を挙げている。それは、①自然がもたらす基本的効用、②労働がもたらす効用、③場所がもたらす効用、④出資者がもたらす時の効用、⑤人間性がもたらす信用から生じる効用である (ibid., pp. 264-265)。コモンズは第5の効用について以下のように述べている。

技術経済は商品を生産するとはいえ、自然現象として商品の信用をもたらすわけではない。信用は、正直や優れたサービスから生じる。したがって富の生産は、学芸・科学・技術それに倫理が不可分に結びついたものである。倫理は、目に見えない効用や信用を生み出す分野であり、効用や信用がなければ、有形効用さえも発生しないのである。倫理の使用価値は他人を信用することである。倫理の交換価値はその信用 (goodwill) の市場価値である。(ibid., p. 206)

よって、ゴーイング・プラントから生まれる無形的・倫理的な効用を市場で扱う組織が別に必要になってくる。それが事業組織としてのゴーイング・ビジネスである。ゴーイング・ビジネスとは、公衆から対価を受け取る事業組織 (ibid., p. 182) で、人と人との間の商取引全般を扱う経済を指す。そこでは財やサービスが豊富にある所から不足している所への所有権の移転を取り扱うため、希少性 (scarcity) の原理が働き、法的に平等な者の間で行われる売買交渉取引が行われる。コモンズはゴーイング・ビジネスという概念を裁判所の判例調査から認識し、それが財産概念の変化と結びついていることを指摘している。

ゴーイング・ビジネスは存在していたのに、税法上で認識されたことがなかった。それは財産が自分自身のために保有する物理的事物にのみ存在するという古風な考え方のためであった。ところがゴーイング・ビジネスも財産として認められるようになると、物理的事物ばかりではなくて、コンサーンを構成する人々の「技巧・勤勉・誠実・成功・名声」までが財産と

して認められるようになる。(ibid., p. 182)

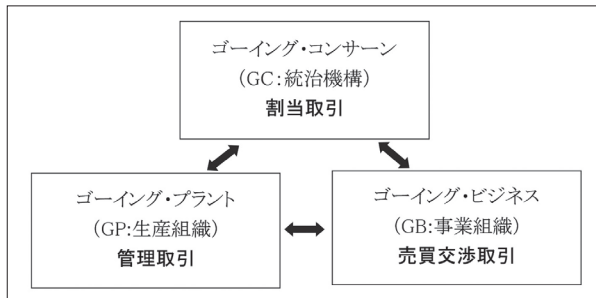
コモンズは財産 (property) を大きく3つに分けている。第1は有形 (tangible) 財産もしくは有体 (corporeal) 財産で、物質的な所有権を指す。第2は無体 (incorporeal) 財産で、非物質的財産の中でも負債や信用、担保といった支払いの約束に関する所有権を表す。そして第3が無形 (intangible) 財産で、営業権や特許権などあらゆるものの交換価値を含んだ所有権を意味する。有形財産が過去から今日までの労働の蓄積や、現存する物質的なものを表しているのにすぎないのに対し、無体財産や無形財産には将来という時の要素が加わってくる。その中でも無形財産は将来における収入を指すので、有形財産や無体財産をも包含することになる。ゴーイング・ビジネスとは、こうした3つの財産の取引全般を示すものである。

一方、統治機構としてのゴーイング・コンサーンは、自らの経済全体を統治する調整的・政治的実体として機能する。ここでは富の負担や利益の分配を目的とした割当取引が行われ、ゴーイング・コンサーンの経済全体を調和させる。すなわち、ゴーイング・プラントやゴーイング・ビジネスがそれぞれうまく機能するように管理を行うのである。具体的には、生産組織であるゴーイング・プラントが効率性を上げて産出量を増大するように、またはゴーイング・ビジネスが円滑に売買交渉取引を行って収入を増加させるようにすることである。その際、重要となるのが制限的要因 (limiting factors) と補完的要因 (complimentary factors) と呼ばれる管理の客観的側面である (Commons 1934a, p. 90)。

補完的要因とは、特別に何もしなくても自動的に働く要因のことである。意志的な面から捉えた場合、コモンズはこれをルーティン (routine) 取引と呼んでいる。これはすでにルーティン化された管理法なので、この状態ができ上がれば、生産面であれば無駄な管理を省き、生産効率を高めることになる。一方、制限的要因とは、補完的要因をいかにうまく機能させるかのために求められる要因のことである。これを意志的な面から捉えた場合、戦略的 (strategic) 取引としている。ゴーイング・プラントとゴーイング・ビジネスの管理者はこの制限的要因を操作して、管理をできるだけルーティン化

しようとする。そしてこの管理全体を統括するのが、統治機構としてのゴーイング・コンサーンの役割となる (ibid., pp. 628-634)。これらの関係をまとめたのが図1である。

図1 ゴーイング・コンサーンの内部構造と取引の関係



出所：筆者作成。

コモンズの制度概念の定義は「個人の行動を抑制し、解放し、拡張する集团的行動」(ibid., p. 73)である。したがって、制度の役割の第1としてあげられるのは、集団内での個人活動をコントロールすることである。それはコンサーン内でワーキング・ルール (working rule) と呼ばれる行為準則が実施されることを意味している。コモンズは「それ〔ワーキング・ルール〕には多くの形式や名称があり、例えばコモン・ロー、制定法、職場のルール、企業倫理、営業方法、行為の規範などであり、いずれも個人の連合体を統治し規制している集団が、取引の指導のために規定したものである」(Commons 1924, p. 6, [ ]内は引用者)と述べている。

ワーキング・ルールが個人活動に対して作用する仕方を、コモンズは英語の助動詞を用いて説明し、その機能を4つに分けている。第1はcanで、集団権力の援助を得た個人が「できる」ことを指し、権利 (right) を表す授権のルールとなる。第2はmust・must notで、個人が集団のために「しなければならない」ことや「してはならない」ことを指し、義務 (duty) を示す強制のルールとなる。第3はmayで、個人が他人からの干渉なしに「してもよい」ことを指し、自由 (liberty) を示す許可のルールとなる。そして第4はcannotで、個人のための援助を集団権力に期待「できない」ことを指

し、無保護 (exposure) を示す非援助のルールとなる (Commons 1924, p. 6, pp. 147-48, Commons 1934a, p. 71)。

こうした権利・義務・自由・無保護を含むのがワーキング・ルールである。このルールを課すのは各集団の法的優位性をもった統治機構としてのゴーイング・コンサーンで、それが割当取引によって各成員間にルールを設定することになる。ワーキング・ルールは明記された直接的な規制であると同時に、明記されない間接的な規制をも含んでいる。間接的な規制の最たるものは慣習 (custom) で、集団的意志によって個人に課せられた一種の社会的強制を意味する (Commons 1934a, p. 155)。

しかし、ワーキング・ルールは個人の活動に制約を加えるものであると同時に、個人の自由を確保するものでもある。個人はコンサーンに所属して決められたルールを守ることによって、行動の自由を得る。それは、あることを行う義務を全員が負えば、それと同時に全員があることを行う権利を得るからである。また、個人ではできないことをコンサーンが援助してくれることによって行動の自由が広がり、他人が自分に干渉しないことをコンサーンが設定することで自由な行動が確保されるからである。

コモンズは自由という言葉を、リバティ (liberty) とフリーダム (freedom) とに分けて説明している。ワーキング・ルールによって得られる個人の自由はリバティであり、それは義務からの解放を意味するのに対し、フリーダムはより積極的な意味をもっている。コモンズによれば、「フリーダムは力である。それは『自由人』に属し、単に『解放された人間』に属するのではない。それは官吏に向かって自分の意志を効果的にさせるように求める力である」 (Commons 1924, p. 119) と述べている。ゴーイング・コンサーンに属する個人は、ワーキング・ルールによってリバティという自由を得ると同時に、ゴーイング・コンサーンを構成する自発的意志をもった個人であるから、フリーダムという自由をも有している。したがって、こうした自由をもつ個人とそれを制約する慣習は対立構造ではなく、相互に依存する関係となっている。慣習とその進化について、コモンズは次のように述べている。

こうして、慣習の淘汰が継続的にあり、その結果、変化する経済状況や変

化する政治的、経済的支配に適応した慣習が生き残る。これは人間の意志によって作用するので、ダーウィンの進化論でいう人為的淘汰とよく似ているが、ダーウィンの変化する地質環境に適した生物の構造と機能に適用できるのではなく、変化する社会環境に適した実践と取引に適用できるのである。(Commons 1934a, p. 45)

したがって、ワーキング・ルールによるゴーイング・コンサーン内の秩序は、自発的意志をもった個人と一体として考えることが重要となる。ゴーイング・コンサーンの方向性は、こうした慣習の人為的淘汰によってなされるもので、自然淘汰を受けて滅びたり、生き残ったりするものではない。以上のようにして、ゴーイング・コンサーン論全体を考える上でも、ワーキング・ルールは自発的意志や取引と結びついたキーワードとなっている。これまでの内容を整理すると、コモンズの以下の言葉に凝縮される。

これらの3つの取引のタイプは、より大きな経済的研究の単位において結び付けられており、それはイギリスやアメリカの実践においては、ゴーイング・コンサーンと名づけられている。これらのゴーイング・コンサーンこそ、それを動かし続けるワーキング・ルールとともに、家族、株式会社、労働組合、事業者団体から、国家それ自体にまで至る広い範囲で、われわれが制度と名づけているものである。その受動的な概念が「グループ」であり、能動的な概念が「ゴーイング・コンサーン」である。(ibid., p. 69)

すなわち、ゴーイング・コンサーンとは、コモンズの制度概念そのものを表しており、制度はワーキング・ルールというルールであると同時に、ゴーイング・コンサーンという継続的な集団・組織でもある。

### Ⅲ コモンズの取引経済学の全体像<sup>5</sup>

ゴーイング・コンサーンが持続可能な制度である状態とはどのような状態

---

5 コモンズの価格決定論は高橋（2019）およびTakahashi（2025）Chap. 3を参照。

であるのか。本節では、コモンズの制度経済学理論を、取引概念を中心とした取引経済学として理解し、制度が持続していく様子を累積的な因果連鎖として把握していく。

図2において、ゴーイング・コンサーンを企業（製造業）とみなした場合で一連の説明をしていくことにする。まず、ある期において、マイクロ次元における統治機構としてのゴーイング・コンサーン（取締役会等）が来期の期待利潤を決めて生産計画を立てる。この段階で重要になるのが、富の創造に関する利益と負担を振り分ける割当取引である。この取引が「期待された事象」である将来性（futurity）の原理と結びついて機能する。具体的には、企業の実業取締役会で、来期の予算や株主への配当をどうするか、および利潤÷総売上上の当期純利益を意味する「利潤マージン」をどの程度確保するかという「期待利潤」（expected profit）が決定される。コモンズは生産者の利潤拡大について以下のように述べている。

生産者は自身の利潤を3方向で拡大できる。第1に、**売り手**として自身の製品価格を引き上げることによって、第2に、**買い手**として原材料や労働を手に入れるために自身以外に対して支払う価格を引き下げることによって、そして第3に、**生産者**として自身の効率性を高めることによって、利潤を拡大できるのである。（*ibid.*, p. 797）<sup>6</sup>

第1の場合は、図2におけるゴーイング・ビジネス（GB）が市場への供給量を留保して専有的希少性（proprietary scarcity）を増加させる、あるいは相手に対して強い立場にある場合はその交渉力を活かして価格を引き上げる。第2の場合は、市場からの需要量を制限して相対的希少性（relative scarcity）を減少させる、あるいは相手に対して強い立場にある場合はその交渉力を活かして価格を引き下げることができる。一方、第3の場合は、図2におけるゴーイング・プラント（GP）が管理取引によって、少ない投入から多くの産出を生み出す、すなわちマンアワー（man-hour）の上昇による効率性向上によって豊富性を高める。価格とコストに変化がなければ、数

---

6 太字は原典におけるイタリックを示す。他、同様。

量拡大によって利潤が拡大できる。このような利潤拡大の方針を図2における統治機構としてのゴーイング・コンサーン（GC）が決めるとすれば、それは割当取引が売買交渉取引や管理取引へ影響を与えることになる。このようにして、図2にあるように、ミクロ次元の割当取引が管理取引と売買交渉取引と結びつくことによって、価格への影響が現れる。以上が、企業組織であるゴーイング・コンサーンが取引を通じて市場価格へ与える影響である。

市場価格は原則、需給法則によって決まり、コモنزもそれを否定してはいない。ただし、前述したように、ゴーイング・ビジネスやゴーイング・プラントの行動しだいでは、市場価格を引き上げたり、引き下げたりすることが可能となる。彼は、買い手（消費者）の立場からの価格の引き下げは、生産者から利得を奪うのでよくないと判断し、生産者（売り手）の立場からの価格の引き上げは、消費者の利得を奪うのでよくないと判断した。彼は、そういう意味で価格は安定的であるべきだと考え、とくに生産者による効率性上昇のための新技術や高い品質を保証するブランドを法律によって守るべきだと考えた。すなわち、特許法や商標の保護によって、生産者が自身の効率性による利得を一定期間得られるよう、国家が限られた期間においてのみ、需給法則をコントロールすべきだと考えたのである。

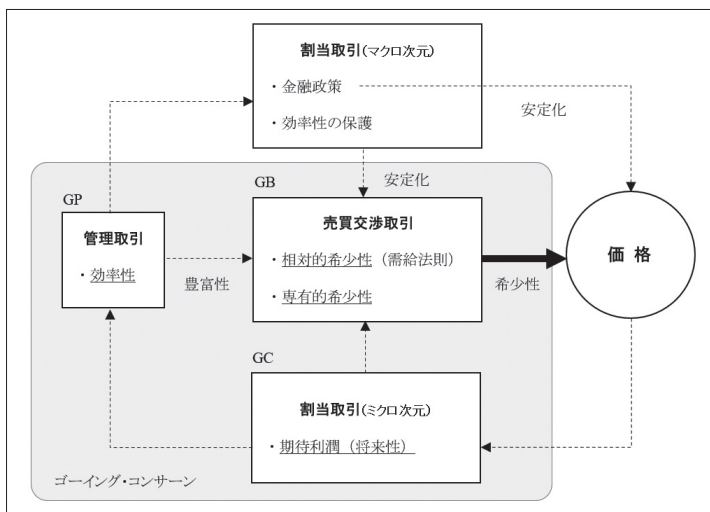
新技術という効率性や商標は無形財産であるので、特許法や商標の保護は国家による無形財産の保護を意味する。コモنزは「われわれは、〔これらの問題の解明に〕とりかかるための経験を有している。特許法は、需給「法則」の自然な働きへの政府による人為的介入である。この特許法のおかげで、その発明を成し遂げた発明者と〔発明品の〕製造者は、産出物の価格を維持できる」(ibid., 1934a, p. 801, [ ] は引用者) と述べている。これを図2で示すと、効率性から生まれた新技術が、マクロ次元の割当取引による効率性の保護によって、売買交渉取引の「安定化」、すなわち価格の維持につながり、結果として発明者の利得保護を実現することを意味する。

そしてマクロ次元の「安定化」という意味で、コモنزは「貨幣の平均購買力すなわち物価の平均的変動を世界規模で安定させるべき」(ibid., 1934a, p. 804) と訴えている。これは直前で議論したような安定的な価格、言い換えると特許や商標といった無形財産を保護するために、一般物価の適切な管

理を行うことになる。具体的には、公開市場操作を中心としたマクロの金融政策による物価の安定化を図り、かつ効率性を保護することによって、効率的な生産者が利得を得るという公的合目的性を達成する必要があると考えたのである。これは図2において、マクロ次元の割当取引における金融政策が、価格（物価）の安定化に寄与している部分となる。

このようにして個々の商品の価格が決まり、これらを総合した経済全体の物価水準が来期の期待利潤に影響を与えるというように、因果関係が循環していく。すなわち、図2は、ヴェブレンに代表されるアメリカ旧制度学派に特徴的な、累積的な因果連関をコモنزの制度経済学に基づいて表したものとなる。

図2 ゴーイング・コンサーンと累積的因果連関



出所：Takahashi (2025) p. 81をもとに筆者作成。

前述のとおり、コモنزは市場における需給法則を否定してはいないが、法律によって、生産者が自身の効率性による利得を一定期間得られるよう、国家が需給法則をコントロールすべきだと考えた。なぜなら、もしそうしなければ、交渉力の差や不公正な競争によって、生産者や消費者に不利益が生じるからである。このような方法による価格の安定化は、言い換えると適正

価格 (reasonable price) の実現である。適正価格とは、「代々の裁判所の知性のなかで、**機会の平等、公正な競争、交渉力の平等**という3つの前提条件に基づいて徐々に構築される」もの (ibid., p. 63) と定義される。すなわち、売買交渉取引が健全に機能した場合に達成される価格であるが、もし適正でない場合は、割当取引による競争政策等の制度的調整が必要となる。

他方の適正価値 (reasonable value) とは、「裁判所、陪審員、委員会、仲裁機関による取り決めなどの実践のなかで形成されるのであるから、それは貨幣に換算された集団的行動の一概念であり、その価値には適正な人たちにおける意見の一致を通じて到達する」ものと定義され、「ここで「適正」な人というのは、彼らがその時代の支配的な習わしに従う人たちである」という (ibid., pp. 206-207)。これは、割当取引による適切なプロセスを経て合意した政策・ルールを指す。

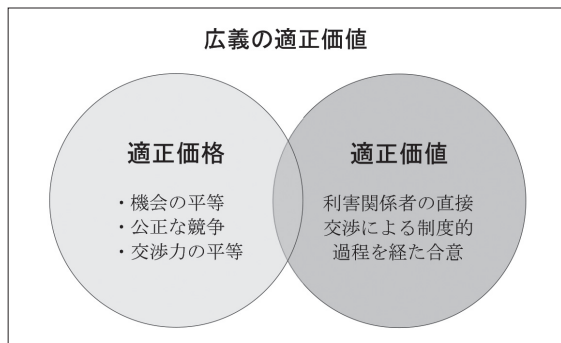
コモンズは『制度経済学』の草稿 (Commons 1927-29) 段階で著書のタイトルを『適正価値 (Reasonable Value)』としているように、自身の制度経済学理論を構築するうえで、「適正価値」という用語をキーワードにしている。しかし、適正価格を説明するときに「適正価値」という言葉を使用している時がある。例えば、『制度経済学』における以下の説明がそうである。

適正なサービス価値とは、同じ状況におかれている別の**買い手たち**が、なされたサービスに対して支払うであろうものである。それに対して、適正なサービスコストとは、同じ状況におかれている別の**売り手たち**が、なされたサービスの報酬として受け取るであろうものである。**自由競争**、および効用ないし収益性についての均衡マージンというマーシャルの問題設定は、しかしながら現実の実践においては有害であるか、不当であるか、もしくは差別的であって、**公正な競争、平等な機会**、適正価値という問題設定に取って代わられる。(ibid., p. 330)

上記の例では、公正な競争と平等な機会と並んで適正価値という言葉が出てくるが、これは市場における公正な競争と平等な機会から実現する公正な価格としての適正価格を指している。本稿では2つの概念は厳密には異なる

という宇仁(2022)を支持して両者を分けて使用するが<sup>7</sup>、場合によっては図3のように、両者が重複する部分が生じるという解釈を採用する。なぜなら、適正な人たちによる意見の一致を通じた割当取引による制度的調整によって、適正価格が実現する場合があるからである。

図3 適正価格と適正価値



出所：筆者作成。

この見解を図2に組み込んで、コモンズの取引経済学の全容を筆者が独自にまとめたのが図4である<sup>8</sup>。マクロ次元の割当取引において、行政委員会等で利害関係者が直接議論して合意に達するという制度的プロセスを経た場合、狭義の適正価値が創出される。また、特許や商標などの効率性保護などのルールが同様のプロセスを経て決まると、制度的調整を経ることになり、「機会の平等、公正な競争、交渉力の平等」から生まれる適正価格を実現することが可能となる。

7 宇仁(2022)では、「1929年までの草稿執筆段階では、コモンズは適正価格論を「適正さ(Reasonableness)」の内容とみなしていた。しかし、最終的には、適正価値論の主要な内容は、適正な制度・政策形成論に置き換えられた。つまり1929～34年の間に、コモンズは、この書物の最も重要な主題である適正価値の内容を大きく変更したことになる」と分析している。さらに1927-29年に『制度経済学』草稿を執筆していた時点で、コモンズは「経済的量である価値に適合する量的な意味を倫理に付与しようと務めていた」と説明している。

8 コモンズ自身はこのような図を作成していない(図2も同様)。筆者がコモンズのキーワードを組み込んで整理した図である。

狭義の適正価値は、個別企業において、例えば適切な労災補償や失業補償を実現するルールが決まった場合に生じ、それが労使間の有益な相互関係であるグッドウィル (good-will) を構築することにつながる。コモンズは、グッドウィルは無形資産であり、「将来利潤の期待である」(Commons 1919, p. 26) と述べている。

このような形でミクロ次元の期待利潤が高まると、統治機構としてのゴーイング・コンサーンが生産組織であるゴーイング・プラントに積極的な生産を指示し、それらが実行されていくと景気の好循環が生まれていく。すなわち、適正価値に基づいた適正な資本主義が実現していくこととなる。

しかし、歴史を振り返ってみると、ニューディール政策を代表する農業調整法と全国産業復興法はともに意欲的な試みだったが、どちらの実験も最高裁から違憲判決が出された。しかし、証券取引所法も同様の試みだったが、これは違憲にはならなかった。コモンズによると、その相違は証券取引委員会による規制は全産業に課される一般的な規制であるが、農業調整法と全国産業復興法は規制が特定化されている点に問題があったとしている<sup>9</sup>。すなわち、特定の経済主体の負担が大きく、不公正な価格であったからであり、政策立案過程で、それらの経済主体の利害が反映されていなかったことから、不適正な価格かつ不適正な価値を生み出したと裁判所が判断したからである。

このように、主権が定めたルールが適正であるかどうかは、最終的に最高裁判所が判定し、人為的選択を行うことになる。そして裁判官も、その国やその時代の慣習の縛りを受けるので、その社会的な縛りが機能する限り、裁判官の暴走は抑制される。以上が、コモンズの取引経済学の全体像である。

---

9 経済問題と行政委員会の関係についてはCommons (1950) の第4部を参照。



が、このやり方は、合意形成においては効率的であるといえるが、合意は上位者からの強要であり、個人の意志が無視される点で良くないと説明している。すなわち、助け合いの民主的プロセスに対して、専制的プロセスといえる。

「協同」(coöperation)は、協同組合主義などのやり方である。コモンズはこのやり方については、以下の「団体交渉」とともに「助け合い」と「独裁」の中間にあるような行動だとしている。「協同」は競争の代わりに協力して働く点が特徴であるが、自発的協同である無政府主義と強制的協同である共産主義という2つの極をもっているという。これらの試みは今日まで残っているが、とくに労働者による協働は、職場のなかで自分たちのボスを選出する能力に欠けるので、結局、「助け合い」や労働者による「独裁」による意思決定へつながり、それらの問題を共有することになると指摘した。

「団体交渉」(collective bargaining)は、利害関係者の代表による共同合意であり、コモンズはこれを推奨している。なぜなら、当事者の双方が平等に組織され、共同合意により個別契約が管理されるからである。労働問題においては、労働規則等の共同合意に基づいて、個々の経営者と個々の労働者との間で個別の労働契約が結ばれるが、これが労働協約のワーキング・ルールであり、「複数の参加者たちのなかで合意に達するための折衝」(ibid., p. 68)という割当取引の定義にあてはまる内容である。

「仲裁」(arbitration)は、司法判断のことであり、富の司法的割当に相当する。これは、成文法・慣習・判例によって拘束されるので独裁にならず、仲裁人や判事が係争当事者に対して上位者になるので、助け合いに拠る必要もない点が長所となる。また、仲裁人は仲裁過程で当事者の代理人らの討議や弁護も聴くことになる。

以上が割当取引の分類である。『制度経済学』の該当箇所からは、この5つのなかで「団体交渉」と「仲裁」の利点を述べているが、『制度経済学』と同じ年に出版されたコモンズの『自伝』(Commons 1934b)には、以下のような記述がある。

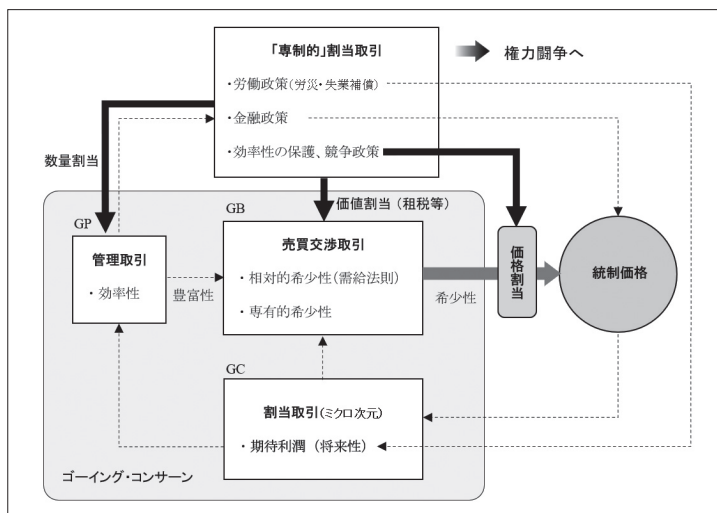
私が1900年に炭鉱労働者の合同会議で学んだもっとも重要な点は、王、議

会、支配者または独裁者といった、ルールや規制を上から言い渡す、第三者の仲裁者 (arbitrator) をできるだけ排除し、調停 (conciliation) によって集団的に合意されたルールに置き換えることである。……我々が望んでいるのは、革命でもストライキでもなく、平等に関する組織的均衡のようなものについての団体交渉 (collective bargaining) である。これはサミュエル・ゴンパースの社会哲学であったが、私はこれを採用する。私にとってそれは我々を共産主義、ファシズム、またはナチズムから救う唯一の方法であると思われる (ibid., pp. 72-73)。

これらから読み取れることは、コモンズは『制度経済学』で展開された割当取引のなかでも、とくに「団体交渉」というプロセスを経た利益と負担の割り当てを重視している点である。逆に、共産主義やファシズムのやり方は同じ割当取引でも回避すべき方法となる。また、場合によっては、強制的な仲裁も好ましくないことを指摘している。したがって、コモンズの制度経済学を理解するため、さらには持続可能な制度と組織を考えるために、多義的な割当取引を再分類する必要がある。本稿ではこれを「専制的」割当取引、「民主的」割当取引、「適正な」割当取引の3つに再分類する。

「専制的」割当取引は前述の「独裁」に該当するもので、当時の共産主義やファシズムが該当する。また、「協同」において、強制的協同となって労働者独裁となる場合や、「仲裁」において、法的優位者が慣習や判例を遵守しない場合もこれに該当する。これは、個人行動の権利よりも集団的行動に対する義務を重視するやり方である。割当取引が専制的になると、図5のような状態になる。その特徴は、専制的な割当が生産組織であるゴーイング・プラントへ適用される場合は「数量割当」、事業組織であるゴーイング・ビジネスに税として適用される場合は「価値割当」、そして市場価格に対して直接適用される場合は「価格割当」となり、統制価格を生み出すことになる。このやり方の最大の問題は、マクロレベルの「専制的」割当取引を管轄する政府部門に絶大な権力が集中することで、これがやがて権力闘争に発展していくことをコモンズも危惧していた。よって、最終的に権力闘争に帰結するこのような制度は安定せず、持続な制度とはいえない。

図5 「専制的」割当取引が専制的な場合



出所：Takahashi (2025) p. 124をもとに筆者作成。

「民主的」割当取引は「助け合い」や「協同」が該当し、個人行動に課される義務よりも権利を尊重したやり方といえる。このやり方によって平等な者たち同士で協力し合い、自発的な合意で利益と負担を割り当てることができれば、市場において適正価格を生み出すことも可能である。しかし、前述したように、プロセスは民主的でそれ自体に意義があっても、議会における票取引がエスカレートしたり、自発的な「協同」組合の中でボスが権力を握るようになったり、意思決定の非効率さを是正するために特定の人物に対して権力を与え過ぎたりすると、「専制的」割当取引に移行してしまう。よって、このやり方はプロセス自体に意味はあるが、長期的にうまくいくかどうかは歴史を振り返ってみても不確定である。

最後の「適正な」割当取引は、「団体交渉」や「仲裁」が該当するが、とくに「団体交渉」がこれに当てはまる。コモンズが具体的に想定したのは、行政委員会制度による政策形成である。コモンズ自身が深く関与した労働災害補償制度についてみると、労働災害が起きたときに、どのような補償をするかを行政委員会では労働者と経営者の双方が出席してその内容を決める。そ

してこの制度の場合は、そもそも補償よりも労災の防止（予防）に力点が置かれるような、企業に責任とインセンティブを求める内容にした。このようなルールは企業側にも労働者側にも、ルールを守る義務が発生し、個人行動を抑制するように働く。しかし、そのルールのおかげで労働者は労災時の補償が約束されて持続的に働けるようになると同時に、企業側も怪我による退職によって補充する新人の教育費など、余計な人件費を抑えることで期待利潤を高め、継続的な企業活動が行えるようになる。このようなルール形成は、利害関係者の直接交渉による過程を経た合意であるので、まさに適正価値を生み出す「適正な」割当取引といえる。そしてこのようにして生み出されたルールは、「個人の行動を抑制し、解放し、拡張する集団的行動」（Commons 1934a, p. 73）というコモンズの制度概念にも合致するのである。

それでは、現代において、このような「適正な」割当取引を実現し、持続可能な制度を生み出すためには、具体的にどのような集団・組織を形成する必要があるのだろうか。コモンズのゴーイング・コンサーン概念に当てはまるものを考えてみると、一番当てはまるのが協同組合である。株式会社が利潤の追求と株主への配当を目的としているのに対して、協同組合は組合員の出資金をもとにして、組合員の生活向上を第一にしている<sup>11</sup>。また、一人一票の原則があるので、ステークホルダーの意見が反映されやすいという特徴もある。そして、中川・杉本（2012）によると、協同組合は「市民が自らの自治と権利と責任に基づいて自発的に組織し、管理・運営する事業体」であり、「協同組合は事業体であり、運動体でもある」という。そして「「事業体」でもあり「運動体」でもある、という協同組合のユニークな特徴的性格こそ他の事業体（私的資本主義企業や公的企業）と決定的に異なる点」をもつという（中川・杉本 2012, p. 174）。確かに、営利企業であれば事業体としての役割しかなく、労働組合であれば運動体としての役割しかないが、協同組合はその両方を持ち合わせている。そして、協同組合は組合員の自発的な参加を重視しており、それは自発的意志の集合体としてのゴーイング・コンサーンと合致する。

---

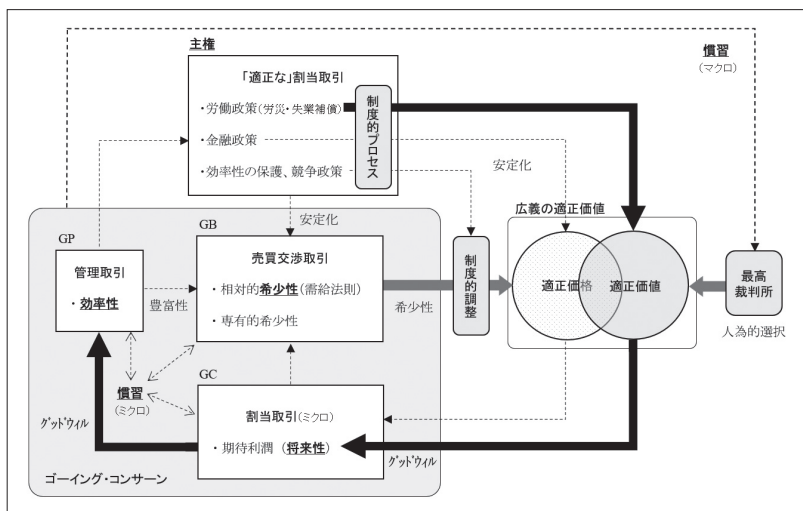
11 中川・杉本（2012）, p. 2より。

しかし、協同組合に関しては、前述の「民主的」割当取引で考察したように、自発的な協同組合の中でボスが権力を握るようになったり、意思決定の非効率さを是正するために特定の人物に対して権力を与え過ぎたりすると、「専制的」割当取引に移行してしまうという弱点がある。よって、社会の集団・組織をすべて協同組合にすれば、自動的にすべてうまくいくというわけではない。肝心なのは、協同組合が組合員の共通の利益のために行っていることを社会全体の枠組みに組み込むことである。この点について、協同組合関係者で、その可能性を指摘している高橋均は以下のように述べている。

労働の尊厳が尊重される社会をつくるための労働運動の力と暴走する市場経済の領域を縮小・相対化するための労働者自主福祉事業・協同組合経済が結合し、連携を再構築すること、そのうえで、それぞれの組織が「共益」の殻を超えて「公益」組織へ脱皮することが必要であることを指摘したいと思う。(高橋 2020, p. 176)

この考えは、コモンズの制度経済学とも関係する。例えば、団体交渉の合意によって労災補償と失業補償を実現すれば、両者の信頼関係構築によって企業内に有益な相互関係であるグッドウィルが形成され、生産効率が上がる。それが期待利潤の上昇を通じて、景気を向上させることに寄与するならば、労災補償法と失業補償法は、立法化によって公益となる。そのためには、各企業の自発的なグッドウィルの形成に期待するだけでなく、例えば行政委員会のような場で、利害関係者が直接対話を通じて合意に達する仕組みが必要である。このような制度的プロセスを経ることによって、図6のように、「適正な」割当取引から適正価値が生まれ、それがゴーイング・コンサーン内にグッドウィルを形成させることにつながる。それは生産組織における効率性の上昇による社会全体の好循環を生み出すきっかけとなる。したがって、行政委員会制度のような、利害の衝突から合意を生み出すような仕組みを主権がつかることによって、協同組合が持つ自発性や共益性を公益化させることが、持続的な制度と組織にとって重要となる。

図6 持続可能な制度と組織



出所：Takahashi (2025) p. 124をもとに筆者作成。

## V おわりに

commonsの取引経済学は、取引概念をベースにして、集団・組織であるゴーイング・コンサーンと市場社会を累積的な因果連関で説明する。資本主義社会における持続的な制度を考えると、ゴーイング・コンサーンのもつ自発性は協同組合の性質と合致するが、そこから公共の利益を生み出すには、適正価値を生み出すような「適正な」割当取引を主権が実行する必要がある。commonsにとってゴーイング・コンサーンとは制度でもあり、組織でもある。よって、持続可能な制度と組織を実現するには、ゴーイング・コンサーンが文字通り継続していくことであり、そのためには上述した割当取引を実現する必要がある。

近年、国際レベルで協同組合運動の役割が注目されている。小野澤 (2024) によれば、「社会的連帯経済 (Social and Solidarity Economy) としての協同組合」という見方が国際機関等で広まっているという。この社会的連帯経済とは、利潤追求よりも社会的目標や環境目標を優先する経済活動や経済

関係の形態を指し、生産者、労働者、消費者を含む市民が、経済社会のために集合的かつ連带的に行動することを含むとされ、協同組合、NPO、財団などがそれにあたるという（小野澤 2024, p. 452）。これはコモンズの場合でいうゴーイング・コンサーンに相当し、社会的連帯経済とは、本稿で考察してきた取引経済学の全体像に関係している。コモンズの考えをそのまま当てはめることですべてを解決することはできないが、彼の取引経済学は持続可能な制度と組織を考えるうえでの重要な示唆を与えている。

謝辞：本論文は日本学術振興会科研費基盤研究（C）21K01418の成果である。

#### 参考文献

- Atkinson, G. (2009), "Going Concern, Futurity, and Reasonable Value," *Journal of Economic Issues*, 43 (2), pp. 433-440.
- Commons, J. R. (1919), *Industrial Goodwill*, New York: McGraw-Hill Book.
- (1924), *Legal Foundations of Capitalism*, New York: Macmillan. (新田隆信・中村一彦・志村治美訳『資本主義の法的基础（上巻）』コロナ社, 1964年).
- (1927-29), *Reasonable Value: A Theory of Volitional Economics*, Manuscript, (Collection of the National Agricultural Library, NAL call number: HB501 C66 1927, Identifier: CAT10844889001 and CAT10844889002) .
- (1934a), *Institutional Economics: Its Place in Political Economy*, New York: Macmillan (中原隆幸訳『制度経済学 上』ナカニシヤ出版, 2015年/宇仁宏幸・坂口明義・高橋真悟・北川亘太訳『制度経済学 中』ナカニシヤ出版, 2019年/宇仁宏幸・北川亘太訳『制度経済学 下』ナカニシヤ出版, 2019年).
- (1934b), *Myself*, New York: Macmillan.
- (1950), *The Economics of Collective Action*. New York: Macmillan. (春日井薫・春日井敬訳『集団行動の経済学』文雅堂書店, 1958年).
- Takahashi, S. (2025), *Transaction Economics of John R. Commons: Towards Reasonable Capitalism*, London and New York: Routledge.
- 宇仁宏幸 (2022), 「J.R.コモンズの適正価格論と適正価値論」『季刊経済理論』第59巻第3号, pp. 84-95.
- 小野澤康晴 (2024), 「協同組合理解の枠組みの拡大—国際協同組今年との関連で」『農林金融』2024年11月号, pp. 440-456.
- 高橋均 (2020), 『競争か連帯か—協同組合と労働組合の歴史と可能性』旬報社.
- 高橋真悟 (2006), 「J.R.コモンズの『取引』経済学—法的概念による制度経済学理

論』『経済学史研究』第48巻第1号、pp. 16-31.

高橋真悟 (2010), 「J.R.コモズのゴーイング・コンサーン論」『一橋大学社会科学  
古典資料センター年報』第30号、pp. 19-31.

高橋真悟 (2019), 「J.R.コモズの価格決定論」『東京交通短期大学研究紀要』第24  
号、pp. 117-125.

中林雄一郎・杉本貴志編 (2012), 『協同組合を学ぶ』日本経済評論社.

